食品の安全に関する基本方針及び推進プラン（素案）に係る
県民意見募集（パブリックコメント）の内容とその対応について

１　要旨

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」を改正するにあたり、県民意見募集（パブリックコメント）を実施した結果を公表する。

２　意見の募集期間及び提出方法

募集期間：令和８年８月 24 日（月）から９月 24 日（木）

提出方法：郵送、ファックス、電子メール

３　意見の件数等

６件（１人）（うち計画に関係する意見３件）

提出方法：電子メール

４　意見の内容及び意見に対する県の考え方

番号	意見の内容（抜粋）	意見に対する県の考え方	該当ページ
1	輸入食品（特に中国産）の安全対策を強化し、中国産食品の積極的な排除・厳格検査を明記してください。品質・安全性・供給安定性の観点から、中国産は信頼できません。	輸入食品の安全確保については、一義的には国の役割として、検疫所において輸入時の検査が実施されているところです。 本計画においては、県内で流通する輸入食品の安全対策の推進として、国との連携を図りながら、効果的・効率的に、輸入食品の試験検査等の取組を実施していくこととしています。	26
2	各種啓発事業、講習会、リスクコミュニケーション、指標管理などは、大半を廃止・縮小し、真に必要な最低限の監視指導・検査・食中毒対応に予算を集中してください。	食品の安全安心確保に向けては、消費者等とのリスクコミュニケーションとして、食品安全に関する正しい知識の普及啓発や、行政や事業者等との相互理解の促進等の取組が必要不可欠であることから、リスクコミュニケーションを取組の柱の一つとして整理し、各種取組を実施していくこととしております。	39～46

3	事業者への過剰な義務付け、詳細な数値目標、報告書提出は、現場の負担を増やします。行政による詳細な指導・規制・進捗管理は縮小し、真に必要な最低限の監視・検査に留め、県民・事業者の自由な自助努力を尊重してください。	食品の安全安心確保のためには、行政だけでなく、生産者・事業者や消費者等、食品に携わるあらゆる主体が協働しながら主体的に取り組んでいく必要があることから、本計画では、あるべき姿を掲げるとともに、それぞれの取組が、その実現に向けて体系的に実施されるよう、各主体の具体的な取組を記載しており、また、これらの取組の実効性を確保するため、取組の柱や基本施策に数値目標や活動指標等を設定しています。	－